

8. 訪問看護時間

○介護保険適用者は介護度が高いほど、訪問1回当たりの平均訪問時間が長い。(要支援 46.7分<要介護5 61.1分)

○健康保険法適用者は、介護保険適用者に比べ、訪問1回当たりの平均訪問時間が長い。
(介護保険法58.0分<健康保険法等63.4分)

性 年齢階級	利用者の平均訪問看護時間	介護保険法										健康保険法等
		介護保険法の適用者の平均訪問看護時間	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他			
総数	59.1	58.0	46.7	53.2	56.3	58.1	59.3	61.1	61.1	57.0	63.4	
男	60.0	58.6	46.4	52.5	56.4	58.3	59.4	61.9	58.1	64.6		
女	58.5	57.7	46.8	53.4	56.2	57.9	59.1	60.5	56.1	62.3		
0~39歳	70.3										70.3	
40~64歳	63.5	61.0	45.5	54.2	57.0	59.2	61.1	64.7	55.4	65.2		
65~69歳	60.2	59.0	47.3	52.4	58.2	59.7	61.2	60.6	60.7	64.1		
70~79歳	59.2	58.6	47.6	54.4	56.9	58.3	60.1	61.9	57.3	62.1		
80~89歳	57.4	57.2	46.0	52.4	55.9	57.7	58.6	60.3	55.7	59.2		
90歳以上	57.6	57.5	46.6	52.8	54.8	57.3	57.9	60.3	59.8	58.7		
不詳	58.9	55.1	38.8	56.6	53.5	53.9	61.7	50.6	60.0	68.7		
65歳以上	58.3	57.8	46.7	53.1	56.3	58.0	59.1	60.8	57.0	61.2		

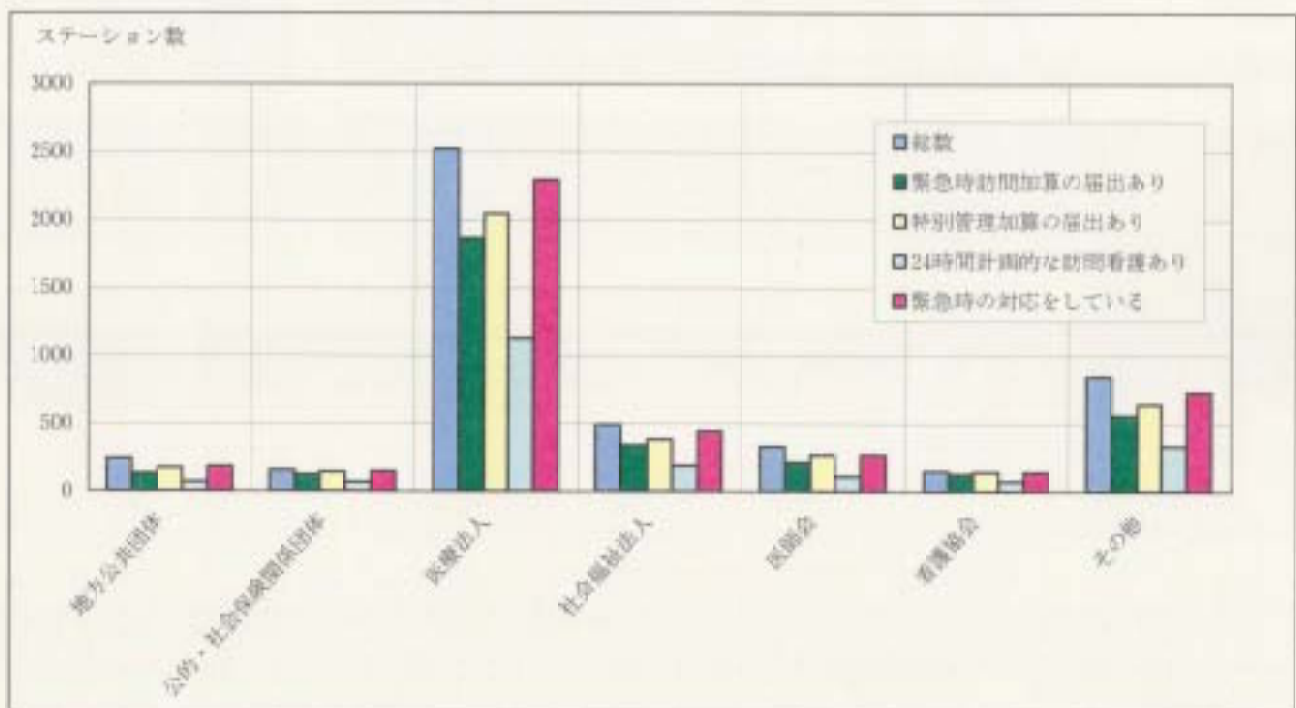
平成12年 介護サービス施設・事業所調査の概況 厚生労働省大臣官房統計情報部

9. 緊急時の対応

- 緊急時の対応をしている訪問看護ステーションは、4,203か所(88.9%)である。
- 特別な管理を要する利用者に対応ができるステーションは3,792か所(80.2%)である。*注1
- 24時間計画的な訪問看護をしているステーションは、1,967か所(41.6%)である。

*注1 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理など（厚生労働大臣が定めたもの）、特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定される。

緊急時の対応別訪問看護ステーション数



平成12年10月1日

	総数	地方公共団体	公的・社会保険関係団体	医療法人	社会福祉法人	医師会	看護協会	その他
総数	4730	239	155	2521	492	330	149	844
緊急時訪問加算の届出あり	3349	129	121	1863	339	213	127	557
特別管理加算の届出あり	3792	171	143	2043	383	267	144	641
24時間計画的な訪問看護あり	1967	69	67	1126	190	111	73	331
緊急時の対応をしている	4203	182	147	2292	444	268	141	729
訪問対応をしている	3729	169	135	2017	398	241	136	633
電話対応のみしている	474	13	12	275	46	27	5	96

平成12年 介護サービス施設・事業所調査の概況 厚生労働大臣官房統計情報部

10. 訪問看護指示書の交付

- 訪問看護は利用者の主治医が交付する訪問看護指示書に基づいて実施される。
- 訪問看護指示書は主治医が指示期間（最長6か月）を決めて発行。
- 利用者の急性増悪等により、頻回の訪問が必要な場合は、特別訪問看護指示書*1が交付される。

*1 特別訪問看護指示書は急性増悪、終末期などにより、主治医から、週4日以上頻回の訪問看護が必要であると認められた場合に主治医によって交付することができる。特別訪問看護指示書の交付の日から14日以内は、毎日、訪問看護を行うことができる。

(別紙様式9)

訪問看護指示書

指示期間（平成 年 月 日 ～ 年 月 日）

患者氏名	生年月日		明・大・昭・平		年	月	日
患者住所	電話 () -						
主たる患病名							
現在の状況	病状・治療 状況						
	投与中の薬剤の用量・用法	1.	2.	3.	4.	5.	6.
	日常生活自立度	寝たきり度	J	A	B	C	
		痴呆の状況	I	II	III	IV	M
(該当項目に○等)	要介護認定の状況	要支援 要介護 (1 2 3 4 5)					
	装着・使用医療機器等	1. 自動血圧測定装置 2. 透析液供給装置 3. 酸素療法 (/min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養 (経鼻・胃造：チューブサイズ) 日に1回交換 8. 留置カテーテル (サイズ) 日に1回交換 9. 人工呼吸器 (調正式・陰圧式：設定) 10. 気管カニューレ (サイズ) 11. ドレーン (部位：) 12. 人工肛門 13. 人工膀胱 14. その他 ()					
留意事項及び指示事項							
I 療養生活指導上の留意事項							
II 1. リハビリテーション							
2. 褥瘡の処置等							
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理							
4. その他							
緊急時の連絡先 不在時の対応法							
特記すべき留意事項 (注：薬の処方内容・製剤名についての留意点、薬剤アレルギーの有無がなければ記載して可い。)							
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有：指定訪問看護ステーション名)							

上記のとおり、指定訪問看護の実施を指示いたします。

平成 年 月 日

医療機関名
住 所
電 話
(FAX、)
医師氏名

印

指定訪問看護ステーション

殿